

○厚生労働省告示第二百四十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十三日

別表に次のように加える。

1195 着用型自動除細動器

厚生労働大臣 田村 憲久